

記入上の注意等

この申請書は、保護者が次の点に注意して記入のうえ、認定区分ごとに市または認定こども園に提出してください。なお、家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、児童ごとに申請書を提出してください。

提出先 ■ 1号認定（保育希望無し） ⇒ 利用を希望する認定こども園

■ 2・3号認定 ⇒ 上山市役所 子ども子育て課 1階 11番窓口

- 1 「申請に係る児童名」の欄は、「児童名」にふりがなを付すとともに、「年齢」は令和6年4月1日現在の満年齢で記入してください。
- 2 「個人番号」の欄は、マイナンバーを記入してください。
- 3 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 4 「利用を希望する施設（事業者）名」は希望する順に施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例：自宅から距離が近いため、既に兄弟姉妹が利用しているため等）を記入してください。
- 5 「申請に係る児童の家族状況」の欄は、「申請に係る児童」以外の家族全員について記入するとともに、「年齢」は令和6年4月1日現在の満年齢で記入してください。
- 6 「生活保護の適用」、「ひとり親世帯」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 7 「障がい児施設等」とは、次の学校もしくは施設又はサービスをいいます。

特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援

- 8 ③「保育の利用を必要とする理由など」の欄以降は、1頁の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。
- 9 2号認定及び3号認定は、「利用希望」の「利用時間」や保護者の就労時間により、「保育短時間」（1日8時間まで利用）と「保育標準時間」（1日11時間まで利用）に区分されます。
- 10 保育所等への利用については、下記の場合がありますのであらかじめご承知ください。
 - ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・希望者が多数いるため希望する施設を利用できない場合
 - ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

施設を利用できる基準

- 1 **就労** フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短期間の就労は除く）
- 2 **妊娠・出産** 出産の前後
- 3 **保護者の疾病、障がい** 保護者が病気もしくは負傷、または心身に障がいを有している
- 4 **介護等** 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- 5 **災害復旧** 火災、風水害、震災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6 **求職活動** 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- 7 **就学**（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 8 **虐待やDVのおそれがあること**
- 9 **育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること**
- 10 **その他、やむを得ない事情があると市長が認めるとき**

保育時間

- | | |
|--|---|
| ① 保育短時間 （1日8時間まで利用）
1か月あたり64時間以上就労 | ② 保育標準時間 （1日11時間まで利用）
1か月あたり120時間程度以上就労 |
|--|---|

保育の利用が必要かどうかを確認するため、次の書類を添付してください。

■ 保育の利用に必要な証明書類

児童の**両親**の書類が必要です。

下記の用紙（就労証明書、自営業・農業等就労状況申立書、求職活動申告書、申立書（疾病・介護等））は、子ども子育て課、各保育所、各認定こども園、総合子どもセンター「めんごりあ」にあります。

区 分	添 付 書 類
会社などに勤めている方	就労証明書 （会社等から証明してもらってください。）
育児休業中の方 ※ ¹	
勤務が内定している方	
自営業や農業などの方	自営業・農業等就労状況申立書
求職活動をしている方	ハローワーク（公共職業安定所）の 求職受付票（ハローワークカード） ※求職受付票がない場合は 求職活動申告書
学校などに通っている方	在学証明書 （学校等から証明してもらってください。）
病気や負傷している場合	申立書（疾病・介護等） 及び、 医師の診断書 （加療期間と、児童の保育が出来ない旨の記載があるもの）
障がいを持っている方	障がい者手帳 の写し
同居の家族の介護や看護	申立書（疾病・介護等） 及び、介護や看護が必要な方の 診断書 、または、 障がい者手帳・介護保険被保険者証 の写し。
出産の前後 （産前・産後の各 8 週間）	母子手帳 の写し （分娩予定日、または出生日が記載されているページ）

※¹ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である方、または、新規申込受付時、育児休業中の方。

○他にも、申請された内容に応じて、書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

上山市子ども子育て課 子ども保育係

電話 0 2 3 - 6 7 2 - 1 1 1 1（内線 1 4 3・1 4 9）